

函館市社会福祉施設等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和43年函館市条例第5号。以下「条例」という。）、社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和43年函館市規則第17号。以下「規則」という。）および函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、社会福祉施設等の施設整備に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創設 新たに施設を整備することをいう。
- (2) 増築 既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすることをいう。
- (3) 増改築 既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備とともに、既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすることをいう。
- (4) 改築 既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすることをいう。
- (5) 拡張 既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすることをいう。
- (6) 施設整備 社会福祉施設の創設、増築、増改築、改築、拡張、大規模修繕、介護用リフト等特殊付帯工事その他市長が別に定める修繕および工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、別表1に掲げる設置者とする。ただし、社会福祉法人が創設を行う場合にあっては、補助金の交付を決定する年度中に設立認可がなされる見込みであるものを含む。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する施設整備の事業とする。

- (1) 別表1の施設種別および設置者に係る施設整備の事業
- (2) 福祉計画等に基づく事業で市が選定した法人により実施されるものまたは施設の老朽化等により施設整備が必要と認められる事業
- (3) 施設および設備が国の定める基準を満たしている事業

2 補助金の交付対象者は、補助金の交付対象となる事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表2の補助金算定表の種目ごとに同表に基づき算定される補助基準額と補助対象経費とのいずれか少ない方の額に施設種別ごとの調整率を乗じ、さらにこの額に4分の3を乗じて得た額を予算の範囲内で調整した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表1の保育所および幼保連携型認定こども園に係る補助金の額は、別表2の補助金算定表の種目ごとに同表に基づき算定される補助基準額の合計額と補助対象経費の合計額とのいずれか少ない方の額に4分の3（保育所および幼保連携型認定こども園の保育所部分にあっては、5分の4。ただし、防犯対策の強化に係る整備を除く。）を乗じて得た額を予算の範囲内で調整した額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、補助金の財源に国庫補助金等を充てる場合であって、市長が必要と認めるときは、当該国庫補助金等の交付額に応じて補助金の額を調整するものとする。

(事前審査)

第6条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、あらかじめ事業計画について市長の審査（以下「事前審査」という。）を受けなければならない。

2 補助事業者は、原則として補助金の交付申請の概ね1年前までに、別記第1号様式の事前審査申請書に次に掲げる書類を添付して、市長

に事前審査の申請をしなければならない。

- (1) 施設整備計画書（別記第3号様式）
- (2) 収支計画書（別記第4号様式）
- (3) 事業スケジュール
- (4) 直前3年の資金収支計算書、事業活動収支計算書および貸借対照表またはこれらに準ずる資産状況を示す資料

- (5) その他市長が必要と認める書類または図書

3 市長は、前項の申請書を受理した場合は、速やかに内容の審査を行い、事前審査が終了したときは、別記第2号様式の事前審査完了通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

（審査会）

第7条 事前審査は、市長が別に定めるところにより設置する函館市社会福祉施設整備等審査会において行うものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付申請は、補助事業者が社会福祉法人である場合は規則第2条に規定する申請書、社会福祉法人ではない場合は別記第4号様式の2の申請書により行うものとする。

2 補助事業者は、前項に定める申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 事業計画書（別記第5号様式）
- (3) 事業予算書（別記第6号様式）
- (4) 経費の配分調書（別記第7号様式）
- (5) 補助金交付申請額算出調書（別記第8号様式）
- (6) 財産目録
- (7) 貸借対照表
- (8) 収支計算書
- (9) 工事の実施設計書および図面
- (10) 別に国または他の地方公共団体から助成を受け、または受けようとする場合には、その助成の程度を記載した書類

(11) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の変更等の申請)

第9条 交付規則第9条第1項の規定により交付決定に付された条件に基づく変更、中止等の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 交付規則第9条第1項第1号の規定による変更承認の申請

別記第9号様式

(2) 交付規則第9条第1項第2号の規定による中止または廃止の申請

別記第10号様式

(補助金の交付の決定等)

第10条 市長は、補助金の交付決定をしたときは別記第11号様式の指令書を補助事業者に交付するものとする。

2 前項の指令書には、交付規則第9条第1項各号に掲げる条件のほか、同条第2項の規定に基づき必要と認める条件を付すものとする。

3 第1項の指令書による指令を受けた補助事業者は、遅滞なく別記第11号様式の2の請書を市長に提出しなければならない。

(施設整備の手続き)

第11条 補助事業者は、施設整備に係る工事に着手したときは、事業着手届（別記第12号様式）を、当該工事が完成したときは、事業完成届（別記第13号様式）をそれぞれ速やかに市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に定めるもののほか、市長が別に定める建設工事手続マニュアルを遵守し、施設整備を行わなければならない。

(実績報告)

第12条 交付規則第17条に規定する補助事業等実績報告書は、別記第14号様式によるものとし、当該報告書に添付する市長が定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 事業精算書（別記第15号様式）

(2) 事業実績報告書（別記第16号様式）

(3) 精算額算出内訳書（別記第17号様式）

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第13条 交付規則第18条第2項の規定による通知は、別記第18号様式によりするものとする。

(仕入控除税額の報告等)

第14条 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む）は、別記第19号様式の報告書により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。また、報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月19日から施行し、改正後の別表2-1の規定は、同日以後に社会福祉法人の助成に関する条例（昭和43年函館市条例第5号）第4条の規定による助成の申請を行い、着手する事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月19日から施行し、第15条から第15条の

9までの規定は、同年1月16日以降の実施に係る第15条の3各号に掲げる事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

施設種別	施設設置の根拠法令等	設置者	
救護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人	
養護老人ホーム	老人福祉法第15条第4項		
特別養護老人ホーム			
軽費老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウスに限る。)	老人福祉法第15条第5項		
生活介護、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援事業を実施する事業所および障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第2項、第83条第4項	社会福祉法人、医療法人、営利法人	
短期入所および共同生活援助事業を実施する事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第2項		
放課後等デイサービス（防犯対策の強化に係る事業に限る）	児童福祉法第34条の3第2項		
福祉ホーム（防犯対策の強化に係る事業に限る）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第2項		
母子生活支援施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人	
保育所	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、公益財団法人	
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第12条	社会福祉法人、学校法人	
幼稚園型認定こども園（防犯対策の強化に係る事業に限る）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項または第3項	学校法人	

別表 2
補 助 金 算 定 表

1 種 目	2 補 助 基 準 額	3 補 助 対 象 経 費
本体工事費	<p>①定員 1人当たり基準単価を適用する場合 別表 2－1 に掲げる定員 1人当たりの基準単価に定員および整備区分係数を乗じて得た額とする。</p> <p>②1施設当たり、1ユニットまたは2ユニット以上の基準単価を適用する場合 別表 2－1 に掲げる 1 施設当たり、1ユニットまたは2ユニット以上の基準単価に整備区分係数を乗じて得た額とする。</p>	<p>施設整備に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の 2.6% に相当する額を限度とする。）。 ただし、別の補助金もしくは設備整備またはこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費または工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金および適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
初度設備相当加算	<p>①定員 1人当たり基準単価を適用する場合 別表 2－1 に掲げる定員 1人当たりの基準単価に定員を乗じて得た額とする。</p> <p>②1施設当たり基準単価を適用する場合 別表 2－1 に掲げる 1 施設当たりの基準単価の額とする。</p>	初度設備整備に必要な需用費（消耗品費）、備品購入費または工事請負費
大規模修繕	市長が必要と認めた額とする。	大規模修繕に必要な工事費または工事請負費
介護用リフト等特殊付帯工事費	市長が必要と認めた額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費または工事請負費
授産施設近代化整備工事費	市長が必要と認めた額とする。	授産施設近代化の整備に必要な工事費または工事請負費

授産施設等整備工事費	市長が必要と認めた額とする。	授産施設等の整備工事費に必要な工事費または工事請負費
解体撤去工事費および仮設建物設置費	市長が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事費または工事請負費および仮設施設に必要な賃借料、工事費または工事請負費
防犯対策の強化に係る整備工事費	市長が必要と認めた額とする。	防犯対策の強化に係る整備に必要な工事費または工事請負費
スプリンクラー設備等整備工事費	市長が必要と認めた額とする。	スプリンクラー設備等の整備に必要な工事費または工事請負費
上記以外に市長が必要と認めた施設および設備の工事費	市長が必要と認めた額とする。	当該整備に必要な工事費または工事請負費

- [備考] ①「補助基準額」の欄の「整備区分係数」については、別表2-1において整備区分係数が設定されていない施設整備の場合は、当該係数を1として補助基準額を算定すること。
- ②施設種別による調整率は、老人福祉施設が2、これ以外の施設が1であること。
- ③補助対象経費については、その額が総事業費からその他の収入額および移行時特別積立金を控除した額より少ないとときは、後者の額を補助対象経費の額とすること。
- ④母子生活支援については、「1人当たり」を「1世帯当たり」に読み替えること。

別記第1号様式（第6条関係）

事 前 審 査 申 請 書

年 月 日

函館市長 様

住 所
申請者 法人名
代表者名

事業の名称

上記の事業に関し、事前審査を受けたいので、函館市社会福祉施設等整備費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 施設整備計画書（別記第3号様式）
- 2 収支計画書（別記第4号様式）
- 3 事業スケジュール
- 4 直前3年の資金収支計算書、事業活動収支計算書および貸借対照表またはこれらに準ずる資産状況を示す資料
- 5 その他の書類または図書

事前審査完了通知書

年　月　日

住　所

申請者　法人名

代表者名

函館市長

印

事業の名称

年　月　日付で事前審査申請のあった上記の事業については、函館市社会福祉施設等整備費補助金交付要綱第6条第3項の規定により、次のとおり審査を完了したので通知します。

審査意見	
------	--

別記第3号様式（第6条関係）

施設整備計画書

1 申請者等

法人名（仮称）		ふりがな	所管課	課名		
				担当者		
				内線		
理事長) 設立代表者()	氏名		設計監理	会社名		
	自宅	住所		担当者		
	電話			住所		
	FAX			電話		
	勤務先	職業		FAX		
		会社名	他関係者	氏名		
		役職名		関係		
		住所		電話		
		電話		住所		
		FAX		FAX		

2 施設内容等

		施設の種類	施設の名称	定員	備考
整備区分	創設				
	増改築				
分	修繕				
	その他				
事業年度・出来高予定		年度 年度 年度	% % %	整備予定	着工年月日 完成年月日 開所年月日

	構造	延床面積	建ぺい率	容積率
計画建物	造	m ²	% (%)	% (%)
既存建物 (建て替えの場合)	造	m ²		

() 内は法令等規制の数値。

3 用地の確保状況等

所 在	函館市						
地 番							
地 目							
地 積	m ²	合計	m ²				
現 所 有 者							
抵当権等設定の有無 (公的機関を除く)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
抵当権等の債権者名							
権原者の合意見込等							

都 市 計 画 法 区 分	ア 市街化区域 イ 市街化調整区域 ウ 都市計画区域外			
用 途 地 域				
農 地 転 用 の 要 否				
そ の 他				
取 得 形 態 等	①法人への贈与 ②法人が購入 ③法人が取得済み ④借 地 ()			
①で現所有者と設立 代表者が異なる場合 のその関係				
②について	仮売買契約の有無	有・無 ()	購 入 予 定 額 (千円)	
	購入資金の贈与者			
④について	賃借契約の有無	有・無 ()	賃借料 (千円)	
	土 地 所 有 者		賃 借 期 間	
	土地使用の権限等 設 定 状 況	地上権 賃借権 設定なし その他 ()		

4 仮設施設（該当する場合のみ記載）

用 地 確 保 の 状 況	所 在						
	地 番						
	地 目						
	地 積	m ²	m ²	m ²	m ²	合計	m ²
	土 地 所 有 者						
	賃借契約の有無	有・無 ()					
	賃借料 (千円)						
	賃 借 期 間	年 月 日～ 年 月 日					

仮設施設の概要	構造						
	延床面積						
	使用期間等	工事期間	年	月	日	年	月
		使用期間	年	月	日	年	月

5 整備費等

(1) 整備費内訳

(単位 : 千円)

区分	金額	備考
本体工事費		
主体工事費		
工事事務費		
介護用リフト等特殊付帯工事費		
授産施設近代化整備工事費		
授産設備等工事費		
解体撤去工事費および仮設施設整備工事費		
解体撤去工事費		
仮設施設整備工事費		
設備整備費(加算分)		
初度設備		
大型遊具		
その他の工事費		
地域交流スペース		
合計		

(2) 財源内訳

施設の種類()

(単位 : 千円)

市補助金	うち国庫補助等 (補助金・交付金)	建設者負担金				合計
		自己資金	福祉医療機構	借入	その他	

施設の種類()

(単位 : 千円)

市補助金	うち国庫補助等 (補助金・交付金)	建設者負担金				合計
		自己資金	福祉医療機構	借入	その他	

(3) 法人自己資金等に係る財源

	金額	負担者	負担方法
建設費	千円		寄附・施設会計等繰入・その他
運用財産基金	千円		寄附・施設会計等繰入・その他
土地取得費	千円		寄附・施設会計等繰入・その他
借入償還金	千円		寄附・施設会計等繰入・その他
その他	千円		寄附・施設会計等繰入・その他

6 周辺への影響、住民意見等の状況

区分	内容
建設中および建設後、近隣住民に対して影響が想定される事項および対応策	[影響が想定される事項] [対応策]
施設建設に対する近隣住民・町会の意見等	[説明時期・方法] [住民・町会の意見等]

注 近隣住民は、隣接地および6m未満の道路を挟む敷地の土地・建物の所有者とする。

7 土地利用規制に係る許認可等

規制法令等	許認可等の名称	所管部課の名称	備考

8 建築関係に係る許認可等

規制法令等	許認可等の名称	所管部課の名称	備 考

9 施設の管理者との協議状況等

区 分	所管部・課の名称	協議状況・課題等
水 道		
排 水		
道 路		
環境衛生施設		
緑 地		
駐 車 場		

10 文化財等の特記事項

11 その他の関係書類

注 関係書類として、定款（または定款案）, 財産目録, 建設図面（付近見取り図, 配置図, 平面図）, 施設整備見積書, 老朽度調査票（国の通知の「老朽民間社会福祉整備について」に基づく書式による）を必要に応じて添付すること。

別記第4号様式（第6条関係）

収支計画書

(単位：千円)

	科 目	年度	年度	年度	年度
経常収入	介護保険収入				
	利用料収入				
	運営費収入				
	経常経費補助金収入				
	借入金元金償還補助金収入				
	計 ①				
経常支出	人件費支出				
	事務費支出				
	事業費支出				
	借入金利息支出				
	減価償却費 ②				
	計 ③				
収支差額 ④ (①-③)					

減価償却費等⑤(②+④)				
借入金元金償還金 ⑥				
元金償還金 ()				
元金償還金 ()				
差引 (⑤-⑥)				
借入金残高				

注 収支予算の期間は、概ね20年間とする。（借入金償還年数が20年間以上となる場合は、その期間）

別記第4号様式の2（第8条関係）

補助金交付申請書

年　月　日

函館市長　　様

住　所

補助事業者　法人名

代表者名

社会福祉施設等整備費補助金の交付を受けたいので、函館市社会福祉施設等整備費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額　　円

2 添付書類　　別添のとおり

別記第5号様式（第8条関係）

事業計画書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称および所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的および効果
- (4) 設置主体および経営主体
- (5) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

2 施設整備費に係る事業計画

- (1) 施設の規模および構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事費を除く。）

（ア）敷地面積 _____ m²

（イ）敷地の所有関係（自己所有、借地、買収（予定）地の別）

（ウ）施設整備の区分（創設、拡張等の別）

（エ）建物の面積 建築面積 _____ m², 延面積 _____ m²

（オ）建物の構造（_____ 造）

注1 各室ごとに室名および面積を明らかにした表を添付すること。

なお、拡張および改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図、各階平面図を添付すること。

なお、拡張、改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示する

こと。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建物面積 _____ m², 延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造 (_____ 造)

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分 (年度：国庫・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分（取りこわし）年月日

注 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m², 延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造 (_____ 造)

注1 各室ごとに室名および面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図および各階平面図を添付すること。

エ 設備整備（加算分）に係る事業の目的および内容

品目	数量	規格	単価	金額	整備目的および必要理由
			円	円	
計					

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費	_____円
イ 工事事務費	_____円
ウ 小計（本体工事費）	_____円
エ 介護用リフト等特殊付帯工事費	_____円
(介護用リフト工事費)	_____円
(_____)	_____円
オ 授産施設近代化整備	
工事費	_____円
カ 授産施設等整備工事費	_____円
キ 解体撤去工事費および仮設施設整備工事費	
(解体撤去工事費)	_____円
(仮設施設整備工事費)	_____円
ク 設備整備費（加算分）	_____円
(初度設備)	_____円
(大型遊具)	_____円
ケ その他の工事費	_____円
コ 地域交流スペース	_____円
サ 合計	_____円

注 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア 市費補助金	_____円
イ 設置者負担金	_____円
(内訳) 寄附金	_____円
借入金	_____円
その他	_____円
ウ 合計	_____円

(4) 施工計画

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 竣工年月日
- オ 事業開始年月日
- カ 解体撤去工事関係
 - (ア) 直営・請負の別
 - (イ) 着工年月日
 - (ウ) 完了年月日

- キ 仮設施設工事関係
 - (ア) 直営・請負・賃貸借の別
 - (イ) 工事期間
 - (ウ) 仮設施設の使用期間

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有　・　無

(6) その他参考事項

注 2の(1)のアの(イ)の「敷地の所有関係」において、敷地を取得する必要がある場合は、当該土地に係る譲渡契約書の写しまたは所有権者の譲渡確約書の写し、借地上の建築物を増改築する場合は、土地所有者の承諾書の写しを添付すること。

別記第6号様式（第8条関係）

事業予算書

補助事業名　函館市社会福祉施設等整備費補助事業
(整備事業)

収入の部

会計名	大区分	中区分	小区分	予算額	備考
合計					

支出の部

会計名	大区分	中区分	小区分	予算額	備考
合計					

上記のとおり議決されていることを証明します。

年　月　日

法人名
代表者名

注1 この様式には、当該補助事業に係る予算のみを記載すること。

2 当該補助事業に係る予算が議決されていない場合は、この様式中「上記のとおり議決されていることを証明します。」を「上記のとおり予算案を提出することを確約します。」に改めて使用すること。

3 「備考」欄には、必要に応じ、算出基礎その他必要な事項を記載すること。

別記第7号様式（第8条関係）

経 費 の 配 分 調 書

補助事業名　函館市社会福祉施設等整備費補助事業
 (整備事業)

区分	事業に要する経費 (補助対象経費)	負 担 区 分			備考
		補助（申請）額	自己負担額	その他	
	円	円	円	円	
計					

注1 「区分」欄には、経費または細分化された事業名を記載すること。

- 2 「負担区分」欄中「その他」欄には、当該補助事業に要する経費のうち当該補助金（申請額）および自己負担額以外で支弁する経費（寄附金、当該補助金以外の補助金等）があるときは、その額を記載し、かつ、その経費の内容を「備考」欄に記載すること。
- 3 「備考」欄には、必要に応じ積算の基礎その他必要な事項を記載すること。
- 4 「負担区分」欄を「補助（申請）額」、「自己負担額」、「その他」以外に細分する必要がある場合は、適宜欄を追加して使用すること。

補 助 金 交 付 申 請 額 算 出 調 書

設置者の名称_____ 施設の名称_____

区分 施設種別 工事別内訳	設置者の 総事業費 A	対象経費の実支 出（予定）額 B（≤A）	寄付金その 他の収入額 C	差引額 D（=A-C）	算定基準による算定額			補助基本額 (補助金交付申請額) H
					定員等 E	単価 F	基本額 G（=E×F）	
1 施設整備費								
施設整備費計								
合 計								

注1 工事請負契約を締結する単位で作成すること。

2 算出にあたっては、本体、その他工事別とし、小計を設けること。

3 A欄～D欄の工事別ごとの内訳の金額については、G欄の内訳を基本額とした場合には、記入は不要である。

4 A欄～D欄及びG欄～H欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。

5 H欄には、G欄の合計に施設種別ごとの整備区分係数を乗じて得た額と、B欄、D欄の合計のうち最も少ない額に次の係数を乗じて得た額を記入すること。

(老人福祉施設：3／2、左記以外の施設：3／4（保育所および幼保連携型認定こども園の保育所部分については4／5。ただし、防犯対策の強化に係る整備を除く。）)

別記第9号様式（第9条関係）

函館市社会福祉施設等整備費補助金交付決定変更承認申請書

年　月　日

函館市長　　様

住　所
補助事業者　法　人　名
代表者名

補助事業の名称　　函館市社会福祉施設等整備費補助事業
(　　　　　　　　整備事業)

上記の補助事業に対し、　　年　月　日函　指令をもって補助金の交付の決定を受けましたが、その内容等に変更を生じましたので、承認または指示を受けたく、関係書類を添えて申請します。

(変更の理由)

(変更の内容)

(補助事業に要する経費)

変　更　前	金	円	変　更　後	金	円
-------	---	---	-------	---	---

(補助金の額)

変　更　前	金	円	変　更　後	金	円
(うち領収済み額　金		円)			

(補助事業の完了期限)

変　更　前	年　月　日まで	変　更　後	年　月　日まで
-------	---------	-------	---------

- (注) 1. この様式は、補助金の交付の決定を受けた後、内容等に変更を生じた場合に使用すること。
2. 変更の理由および内容は詳細に記載すること。
3. その他必要と認めた書類を添付すること。

別記第10号様式（第9条関係）

函館市社会福祉施設等整備費補助事業 中止
廃止 申請書

年 月 日

函館市長 様

住 所
補助事業者 法人名
代表者名

補助事業の名称 函館市社会福祉施設等整備費補助事業
(整備事業)

上記の補助事業に対し, 年 月 日函 指令をもって
補助金の交付の決定を受けましたが, その計画を次の理由により 中止
したいので, 函館市社会福祉施設等整備費補助金交付要綱第9条の規定により,
廃止
関係書類を添えて申請します。

(中止または廃止の理由)

別記第11号様式（第10条関係）

函〇〇指令
(法人名)
(代表者名)

年月日付けで申請のあった函館市社会福祉施設等整備費補助事業（整備事業）に対し、金円を補助する。
ただし、次の条件を守らなければならない。

年月日

函館市長

印

- 1 この補助事業の完了期限は、年月日とする。
- 2 補助金の交付予定時期は、補助事業実績報告書提出後、補助金の額の確定後において交付するものとする。
- 3 次の条件を承知されたい。
 - (1) 次の場合には、速やかに市長に報告して、その承認または指示を受けなければならない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合
 - イ 補助事業の内容の変更をする場合。ただし、補助金の交付の目的の達成および事業の能率的遂行に支障をきたさない程度の細部の変更と認められるときは、この限りでない。
 - ウ 補助事業を中止し、または廃止する場合
 - エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合
 - (2) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の事情が生じたときは、この決定の全部または一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
 - (3) 補助事業の遂行にあたっては、この内容の決定およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
 - (4) 補助事業の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。
 - (5) 補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。
 - (6) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。この場合、補助金の額の確定後においても同様とする。
 - ア この補助金を他の用途に使用したとき。
 - イ この補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
 - ウ 法令または函館市補助金等交付規則もしくは函館市社会福祉施設等整備費補助金交付要綱に基づく市長の措置に違反したとき。
 - エ 天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情変更により、補助金の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。
 - オ 虚偽の申請その他不正な行為があつたとき。
 - カ 補助金の交付の決定した年度中に、社会福祉法人の設立認可がなされ

なかつたとき。

キ その他、市長が補助の目的を達することができないと認めたとき。

- (7) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産（取得価格または効用の増加価格が50万円未満の設備および備品を除く。）を、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に規定する処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。
- (8) 市長の承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、市長は、その交付した補助金の全部または一部に相当する額を納付させることができる。
- (9) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (10) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第19号様式の報告書により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付せることがある。
- (11) 補助事業者は、この補助事業等に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類をこの補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しておかなければならない。
- (12) この指令を受けた者が締結する契約の相手方およびその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (13) この指令を受けた者は、建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (14) この指令を受けた者は、補助事業を行うために締結する契約手続きについては、市が行う公共事業に準じた取扱いとしなければならない。
- (15) この指令を受けた者は、この指令に基づく補助金の交付の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (16) この決定またはこれに付された条件に不服があるときは、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書をもって申し立てることができる。

別記第11号様式の2（第10条関係）

請　　書

函〇〇指令
(法人名)
(代表者名)

年　月　日付けで申請のあった函館市社会福祉施設等整備費補助事業（整備事業）に対し、金　円を補助する。
ただし、次の条件を守らなければならない。

年　月　日

函館市長

印

- 1 この補助事業の完了期限は、年　月　日とする。
- 2 補助金の交付予定時期は、補助事業実績報告書提出後、補助金の額の確定後において交付するものとする。
- 3 次の条件を承知されたい。
 - (1) 次の場合には、速やかに市長に報告して、その承認または指示を受けなければならない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合
 - イ 補助事業の内容の変更をする場合。ただし、補助金の交付の目的の達成および事業の能率的遂行に支障をきたさない程度の細部の変更と認められるときは、この限りでない。
 - ウ 補助事業を中止し、または廃止する場合
 - エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合
 - (2) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の事情が生じたときは、この決定の全部または一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
 - (3) 補助事業の遂行にあたっては、この内容の決定およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
 - (4) 補助事業の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。
 - (5) 補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書に關係書類を添えて市長に報告しなければならない。
 - (6) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。この場合、補助金の額の確定後においても同様とする。
 - ア この補助金を他の用途に使用したとき。
 - イ この補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
 - ウ 法令または函館市補助金等交付規則もしくは函館市社会福祉施設等整備費補助金交付要綱に基づく市長の措置に違反したとき。
 - エ 天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情変更により、補助金の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。

オ 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
カ 補助金の交付の決定した年度中に、社会福祉法人の設立認可がなされなかつたとき。

キ その他、市長が補助の目的を達することができないと認めたとき。

- (7) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産（取得価格または効用の増加価格が50万円未満の設備および備品を除く。）を、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に規定する処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。
- (8) 市長の承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、市長は、その交付した補助金の全部または一部に相当する額を納付させることができる。
- (9) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (10) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第19号様式の報告書により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付せることがある。
- (11) 補助事業者は、この補助事業等に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類をこの補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しておかなければならない。
- (12) この指令を受けた者が締結する契約の相手方およびその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (13) この指令を受けた者は、建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (14) この指令を受けた者は、補助事業を行うために締結する契約手続きについては、市が行う公共事業に準じた取扱いとしなければならない。
- (15) この指令を受けた者は、この指令に基づく補助金の交付の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (16) この決定またはこれに付された条件に不服があるときは、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書をもって申し立てることができる。

上記のとおりお請けいたします。

年　　月　　日

函館市長

様

(法　　人　　名)
(代　　表　　者　　名)

別記第12号様式（第11条関係）

事業着手届

年　月　日

函館市長 様

住 所
補助事業者 法人名
代表者名

下記のとおり工事を着手しましたので、届け出ます。

記

1 工事名

2 工事場所

3 着工年月日

別記第13号様式（第11条関係）

事業完成届

年　月　日

函館市長 様

住 所
補助事業者 法人名
代表者名

下記のとおり工事が完成しましたので、届け出ます。

記

1 工事名

2 工事場所

3 着工年月日

4 完成年月日

別記第14号様式（第12条関係）

函館市社会福祉施設等整備費補助事業実績報告書

年　　月　　日

函館市長　　様

住　　所
補助事業者　法人名
代表者名

補助事業の名称　　函館市社会福祉施設等整備費補助事業
(　　　　　　　　　　整備事業)

年　　月　　日函　　指令をもって補助金の交付の決定を受けた上
記の補助事業は,　　年　　月　　日完了したので、函館市補助金等交付
規則第17条に基づき、関係書類を添えて報告します。

補助金交付決定通知額	金	円
補助金領収済額	金	円
補助金領収未済額	金	円

別記第15号様式（第12条関係）

事業精算書

補助事業名 函館市社会福祉施設等整備費補助事業
(施設整備事業)

収入の部

会計名	大区分	中区分	小区分	予 算 額			精 算 額	内 訳		備考
				当	初	更正後の額		収入済額	収入未済額	
合計										

支出の部

会計名	大区分	中区分	小区分	予 算 額			精 算 額	内 訳		備考
				当	初	更正後の額		支出済額	支出未済額	
合計										

上記のとおり議決予定であることを証明します。

年 月 日

法人名
代表者名

注1 この様式には、当該補助事業に要した経費のみを記載すること。

2 「予算額」欄中「更正後の額」欄には、補助事業者の議決機関等における最後の更正後の額（予算の流用による更正後の額を含む。）を記載すること。

3 「収入未済額」および「支出未済額」欄には、債権または債務が確定している額を記載し、かつ、債務者または債権者の住所氏名を「備考」欄に記載すること。

4 「不用額」欄には、「更正後の額」（更正していない場合は、「当初」）欄に記載した額から「精算額」欄に記載した額を控除した額を記載すること。

別記第16号様式（第12条関係）

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称および所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体および経営主体
- (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

2 施設整備費に係る事業内容

- (1) 施設の規模および構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事費を除く）

- (ア) 敷地面積 _____ m²
- (イ) 敷地の所有関係（自己所有、借地、買収（予定）地の別）
- (ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）
- (エ) 建物の面積 建築面積 _____ m², 延面積 _____ m²
- (オ) 建物の構造（_____ 造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- (ア) 建物の面積 建物面積 _____ m², 延面積 _____ m²
- (イ) 建物の構造（_____ 造）
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分（年度：国庫・民間・自己資金・その他）
- (オ) 処分（取りこわし）年月日

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m², 延面積 _____ m²
- (イ) 建物の構造（_____ 造）

エ 設備整備（加算分）整備品目内訳

品目	数量	規格	単価	金額	整備目的および必要理由
計					

(2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費	_____円
イ 工事事務費	_____円
ウ 小計（本体工事費）	_____円
	(1 m ² 当たり _____円)
エ 介護用リフト等特殊付帯工事費	_____円
(介護用リフト工事費)	_____円
()	_____円
オ 授産施設近代化設備工事費	_____円
カ 授産施設等整備工事費	_____円
キ 解体撤去工事費および仮設施設整備工事費	
(解体撤去工事費)	_____円
(仮設施設整備工事費)	_____円
ク 設備整備費（加算分）	_____円
(初度設備)	_____円
(大型遊具)	_____円
ケ その他の工事費	_____円
コ 地域交流スペース	_____円
サ 合計	_____円

注 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

ア 契約年月日
イ 着工年月日
ウ 竣工年月日
エ 事業開始年月日
オ 解体撤去工事関係
(ア) 着工年月日
(イ) 完了年月日
カ 仮設施設工事関係
(ア) 工事期間
(イ) 仮設施設の使用期間

(4) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 • 無

(5) その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負の場合は、工事請負契約書の写し
直営の場合は、支払領収書の写し
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し（仮設施設整備のみ）
購入の場合は、契約書（または請書）の写し
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写し（建築基準法第7条第5項または第18条第7項の規定による検査済証）および検収調書の写し
- 3 各室ごとに室名および面積を明らかにした表（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- 4 建物平面図（建物面積を明記したもの）および立面図（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書（別紙①）
- 7 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）

注 2の（1）のアの（イ）の「敷地の所有関係」において、敷地を取得する必要がある場合は、当該土地に係る譲渡契約書の写しまたは所有権者の譲渡確約書の写し、借地上の建築物を増改築する場合は、土地所有者の承諾書の写しを添付すること（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略することができる）。）。

別紙①

年 月 日

函館市長 様

住 所
申 請 者 法 人 名
代表者名

住 所
施工業者 会 社 名
代表者名

住 所
設計監理業者 会 社 名
代表者名

工事契約金額報告書

発注者 と請負者 とは 工事に
係る工事請負契約、ならびに設計監理委託業者 とは工事に係る設
計監理委託契約書を次のとおり締結し、施工するとともに、国庫補助金等につ
いてもこれに基づき算定したことを報告します。

	契約年月日	金額
当初請負契約（工事）	年 月 日	金 円
変更(追加) 契約（工事）	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
設計監理委託契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

別記第17号様式（第12条関係）

精 算 額 算 出 内 訳

設置者の名称 _____ 施設の名称 _____

区分 施設種別 工事別内訳	設置者の 総事業費 A	対象経費の実 支出(予定)額 B (≤ A)	寄付金その 他の収入額 C	差引額 D (=A-C)	算定基準による算定額			補助基本額 H	補助金 精算額 I	補助金 交付決定額 J	補助金 受入済額 K	不要額 L (=J-I)
					定員等 E	単価 F	基本額 G (=E×F)					
1 施設整備費												
施設整備費合計												
合 計												

注1 工事請負契約を締結する単位で作成すること。

2 算出にあたっては、本体、その他工事別とし、小計を設けること。

3 A欄～D欄の工事別ごとの内訳の金額については、G欄の内訳を基本額とした場合には、記入は不要である。

4 A欄～D欄及びG欄～H欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。

5 H欄には、G欄の合計に施設種別ごとの整備区分係数を乗じて得た額と、B欄、D欄の合計のうち最も少ない額に次の係数を乗じて得た額を記入すること。

(老人福祉施設：3／2、左記以外の施設：3／4（保育所および幼保連携型認定こども園の保育所部分については4／5。ただし、防犯対策の強化に係る整備を除く。))

別記第18号様式（第13条関係）

函館市社会福祉施設等整備費補助金の額の確定通知書

年　月　日

住　所

補助事業者　法　人　名

代表者名

函館市長

印

補助事業の名称　　函館市社会福祉施設等整備費補助事業

(　　　　　　　　整備事業)

年　月　日付で補助事業実績報告のあった上記の補助事業については、補助金の交付の決定およびこれに付した条件に適合すると認めたので、函館市補助金等交付規則第18条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知する。

記

補助金の確定額　　金　　円

別記第19号様式(第14条関係)

年　月　日

函館市長　　様

住　所
補助事業者　法人名
代表者名

年度消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年　月　日函　　指令交付決定を受けた　　年度函館市社会福祉施設等整備費補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告します。

1 施設の種類および名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額または事業実績報告による精算額

金　　円

3 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）

金　　円

4 添付書類

3の消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）